

医療費減免制度のご案内

経済的な理由で
受診できない…

そんなお悩みをお持ちの方へ

当院では「無料低額診療事業」により
医療費の支払いが困難な方を対象に

医療費を全額または半額免除します。

どなたでも安心して診療を受けることが
可能です。



対象となる方（例）

- ・収入が少なく、医療費の支払いが難しい方
- ・失業や離職などで一時的に収入が減った方
- ・就学援助制度を利用されている世帯の方
- ・保険証をお持ちでない方
- ・保険証が短期保険証または資格証の方
- ・生活保護を受けていないが生活が苦しい方 など

※詳しくは受付、または医療福祉相談室、チラシ下部の連絡先へお気軽にご相談下さい。

ご利用の流れ

① 申請



まずはお気軽にご相談下さい。職員が制度概要や必要書類などをご説明します。相談内容は厳守しますのでご安心ください。

承認を待たず、申請日から診療する事も可能です。

② 判定会議



毎月1回、委員会で判定会議を行います。

※判定基準はウラ面へ

③ 承認



翌月初旬頃に判定結果と証書をお渡しします。

<有効期限>
申請日から
初回申請の方：3か月
更新申請の方：6か月

④ 診療



安心して診療にお越し下さい。入院・外来・歯科の医療費が**半額または全額免除**となります。

松江生協病院／ふれあい診療所／松江生協歯科クリニック

〒690-0855

松江市西津田

8-8-8



0852-23-1111（代表）



0852-22-1614（医療福祉相談室）



soudan@matsue-seikyo.jp

松江保健生協は、患者様の人権を大切に「受療権」を守る医療運動を行います。

医療費減免の範囲

松江生協病院



ふれあい診療所
生協歯科クリニック



※オムツ代、自費診療、診断書、入院セット（病衣・日用品等）は対象外です。
当院では差額ベッド代をいただいております。

医療費減免の判定基準

①基準額を算出

世帯に応じた基準額を算出

②基準額に対して 収入の割合を算出

③当院の基準に照会

0～109%の方：全額免除
110～129%の方：半額免除

例

60代 一人暮らし
収入 95,000円
アパート 家賃32,000円
にお住まいのケース
= 基準額 103,460円

$$\frac{\text{基準額}}{\text{収入}} \times 100 = \frac{103,460}{95,000} \times 100 = 108\%$$

108% = 全額免除

申請について

- ・収入や預貯金を証明するための書類を確認させていただきます。
（ご相談者様の状況を確認して、必要書類をご説明します）

対象外の場合

- ・割合が130%以上の方、基準額の3か月以上預貯金や財産をお持ちの方は対象外となります。
- ・判定会で対象外になった場合でも、支払いにご不安がある方は**分割払いの相談**にも対応致します。
- ・経済状況に変化があった場合には、**再申請や相談も可能**です。お気軽に職員までご相談ください。

松江保健生協は、患者様の人権を大切に「受療権」を守る医療運動を行います。